

2018年3月23日 ii 3月24日 3月27日 4月6日 4月8日 iii 大改正 4月9日 ii
4月12日 iii 4月13日

頭の整理 補遺2

竹濤軒

平成27年(2015)年9月4日に近畿財務局内において、同局と大阪航空局、法人側の設計業者(キアラ)や工事業者(中道組)の4者で、学校建設予定地の地下にあった産廃の処理方法が話し合わせ、参加した業者の中道組が「(仮称)森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良工事」という件名の記録を残している。

「【森友学園問題】近畿財務局が産廃の「場内処分」促す 費用増大懸念し埋め戻しか 協議文書を独自入手」『産経ニュース』2017.3.4 08:23

<http://www.sankei.com/affairs/news/170304/afr1703040012-n1.html>

2018年3月23日閲覧

玉木雄一郎氏が、この記録に籠池氏が書き込みをした資料を紹介している。画像はぼやけて読めないが、文面の一部を文字起こしして引用している。

玉木雄一郎「【森友問題の核心】8億円値引きの根拠 「新たなゴミ」はなかった」『ハフィントンポスト』2017年04月15日 17時21分

https://www.huffingtonpost.jp/yuichiro-tamaki/moritomo-800-million-yen_b_16007150.html

2018年3月23日閲覧

玉木氏は、籠池泰典氏はこの記録の存在を平成28年(2016)3月11日に知ったと記しているが、参議院の要請による会計検査院の報告書(「学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果(要旨)」平成29年(2017)11月22日、p11. <http://www.jbaudit.go.jp/report/demand/29.html>)では、3月11日に森友学園は近畿財務局に対して、貸付合意書で対象としていた地下埋設物に該当しない新たな地下埋設物が発見されたと連絡しているとある。新たな地下埋設物の発見を近畿財務局に連絡した日に、この打合せ記録に気がついたということもありえなくはないが、やや疑念も残る。これも3月11日以前に発見されていたのではあるまいか。

同氏の引用を再引用し、本篇の考察を踏まえて若干の検討を加えてみたい。もし、このテキストに問題があることが判明したら、その時点で検討しなおすことにしたい。

財務局:(中略)北東部分の産廃だけで約4000万円もかけ、北西部他地域の予測される産廃処分を併せて考慮するとそもそも地価を上回る瑕疵が発生する国有地を貸し出しすることは出来ないので契約取止めになる。

キアラ：産廃処分費に予算がつかないのであれば、基本的に建築工事に支障はないので場外に出さない方法を考えるしかないと思われる。

財務局：出来ればキアラ設計に場外処分を極力減らす計画を考えてもらえないか。
（中略）建築に支障ある産廃及び汚染土は瑕疵にあたる為、費用負担義務が生じるがそれ以外の産廃残土処分が通常10倍では到底予算はつかないが借主との紛争も避けたいので場内処分の方向で協力をお願いします。

これらの発言から、2015年9月の時点で近畿財務局が瑕疵責任を非常に恐れていること、建築に支障のある産廃及び汚染土は瑕疵にあたるが、それ以外の産廃残土は瑕疵に当たらないと考えていた（あるいはそう見なそうとしていた）ことがわかる。

上記引用の財務局の発言の後に下記のような籠池氏の書き込みがあるという。

近財、キアラの借主に対する責任あり。こんなことでは工事できず。きれいな土地にしてもらわねばナラヌ。→手抜工事。かくれた瑕疵責任

この書き込みにより、2016年3月上旬ごろ（？）に籠池氏および顧問弁護士は、それ以外の産廃残土も瑕疵にあたると見なしたことが知られる。財務省の資料中に含まれる「売払決議書」によれば、新たに見つかった生活ゴミ類について大阪航空局の即座の対応は困難という回答を受けて、籠池氏側は損害賠償請求をチラつかせながら値引き交渉に入るわけであるが、「かくれた瑕疵責任」の発見がこの作戦の背後にあるという推測は十分成り立つように思われる。

瑕疵責任を恐れてきた近畿財務局や大阪航空局にとって、これはかなり痛いところを突かれたと見ることができよう。このとき、彼らにとって瑕疵責任を避けることが大きな課題であったと推測する。「売払決議書」に「売買契約締結後、国は一切地下埋設物の等の瑕疵担保責任を負わないという点が本件のポイントである」と記されているのはそのためであろう。

メモ1

上記会計検査院報告書（p12.）には次のように記されている。

近畿財務局は、森友学園から損害賠償請求を受ける可能性があったことなどを踏まえて、既に締結済の売買予約契約で定めた売買契約書に、本件土地に関する「一切の瑕疵について、瑕疵担保責任を免除する」旨を新たな特約条項として契約内容に加えるために、売買予約の予約完結権の行使ではなく、新たな売買契約の締結と

して整理することとしたとしている。なお、財務省は、把握している範囲では同様の特約条項を付した事例はないとしている。

メモ2

同報告書（p10.）によると、中道組の担当した埋設物撤去工事は、6月30日から12月15日まで行われている。上記の打合せ記録の流出はおそらくこの工事期間終了後のことであろうと推測する。

メモ3

同報告書（p1-2,5）によれば、この土地の瑕疵問題の淵源は豊中市の野田土地区画整理事業にあるようである。

メモ4

依然として判然としないのは、なぜ大阪航空局が売却価格の算定に当たって、かくも過大に、しかも拙速に地下埋設物の処分量を算定したのかという点である（同報告書 pp21-25）。問題のある土地を安くてもよいから早く手放したいということのようにも思えるが、程度がはなはだしくて不可解ではある。やはり巨大な力が働いたのだろうか？その答えは大阪地検が出してくれるのを待つしかあるまい。もしそれで巨大な力が働いていたことが判明したならば、歴史的な文書研究の限界を知ることができて、私にとっては、それはそれで有意義な話である。

メモ5

NHK は森友学園問題について下記のような新しい情報を積極的に提供してくれるので大変有難い。しかし、情報が断片的で隔靴搔痒なところもある。もう少し丁寧な説明が欲しいところである。

A.大阪航空局がゴミ処理費用分の値引きを近畿財務局に提案したことを記した新文書を紹介し、値引きの提案を大阪航空局の「主体性」の現れとして報道。

「改ざん核心は」

NHK NEWS WEB 4月3日 21時35分

https://www3.nhk.or.jp/news/web_tokushu/2018_0403_2.html

2018年4月6日閲覧（最初の報道記事は見つけれなかった）

B. 2017年2月17日の国会での指摘（ゴミ処分量の算定〔→値引き分〕と実際の搬出量が対応していないのではないか）を受けて、2月20日に財務省本省から森友学園に口裏合わ

せの要請（算定量に対応するゴミを搬出したと答えるように要請）の電話があったことを報道。

「財務省が森友学園側に口裏合わせ求めた疑い 国有地売却問題で」

NHK NEWS WEB 4月4日 19時21分

[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180404/k10011390911000.html?utm_int=word_contents_list-](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180404/k10011390911000.html?utm_int=word_contents_list)

[items_006&word_result=%E6%A3%AE%E5%8F%8B%E5%AD%A6%E5%9C%92%E5%95%8F%E9%A1%8C](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20180404/k10011390911000.html?utm_int=word_contents_list-items_006&word_result=%E6%A3%AE%E5%8F%8B%E5%AD%A6%E5%9C%92%E5%95%8F%E9%A1%8C)

2018年4月6日閲覧

Aについて。

この文書をとつくの昔に（2018年3月19日）財務省が公開していることに今頃ようやく気がついた（2018年4月8日20時）。まことに迂闊なことであった（例によってであるが）。

https://www.mof.go.jp/public_relations/statement/other/search_kessaiunsho.htm

平成28年（2016）4月4日付の「森友学園事案に係る今後の対応方針について」という文書である。これを読むとNHKの報道の仕方に大変問題があることが知られる。この文書は次の七項目からなる。

1 事案の概要 2 対象財産 3 学園の申し出内容 4 本省審理室指示事項 5 対応方針 6 大阪航空局との調整内容 7 今後の作業スケジュール

NHKの報道では、7に記された「大阪航空局としては、売却価格からの控除を提案することで事案の収束を図りたい」という文言から、大阪航空局の「主体性」が明記されていると解釈するのであるが、3の学園からの申し出内容に「これらの廃棄物の除去費用等を売却価格から控除するなら、購入も検討したいので、売却価格の提示を考えてもらいたい」とはっきり記されているので、むしろ大阪航空局としてはこの森友学園の申し入れの線に従って価格の提案をするしかないと述べているのだと解釈すべきであろう。NHKのような報道の仕方だと、森友学園側からの働きかけが見えにくくなるという点が懸念される。

私の解釈であれば、書き換え前の決裁文書の下記の記述（p22）とも整合する。

学園の提案に応じなかった場合、損害賠償に発展すると共に小学校建設の中止による更なる問題の可能性もあることも含めて、当局及び大阪航空局にて処理方針を検討した結果、学園の提案に応じて鑑定評価を行うこととしたものである。

この文書で注目すべきはむしろ森友学園側の損害賠償請求の内容が次のように明記されていることであろう。

学園は 6 月の建物棟上げ式に向けタイトなスケジュールの中で建物の基礎工事を行っている。廃棄物除去の影響で工期がずれ込むこととなった場合、損害賠償請求を行う。

この国有地の売却価格設定に際して、近畿財務局と大阪航空局の一番の気にしていたことが、森友学園からの損害賠償請求であることが、この文書からも読み取れる。

B について。

ここでも同じ懸念がある。この報道の仕方では、圧力をかけるのは財務省側で森友学園側がもっぱら受け身の印象を受けかねない。この電話は 2017 年 2 月下旬に財務省本省の職員が森友学園にかけたものであり、2016 年 3 月時点の大阪航空局・近畿財務局と森友学園の間での値引き交渉から一年後の国会対策としてなされたものだという点はもっと強調されるべきであろう。

そのうえで、財務省本省のこの事案への関与の在り方、とくに本省と大阪財務局・近畿財務局との関係についてもまだ究明すべき点があることが示されると事態が理解しやすくなる。財務省が値引きを指示したのか、それとも大阪航空局・近畿財務局の値引きを事後的に承認しただけなのか。もし事前に値引きを指示したとすれば何故か。事後に値引きを承認しただけの場合、2016 年 3-6 月の時点で値引き額について不正があると認識していたか否か。

なお、この NHK のスクープについて、2018 年 4 月 9 日の参議院決算委員会で太田充理財局長が事実であることを認めている。

「財務省「口裏あわせ」 委員会室にどよめき」

「財務省、森友学園と口裏合わせ認める ごみ撤去費巡り」

『日本経済新聞』2018 年 4 月 9 日

https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29140960Z00C18A4CC0000/?n_cid=SPTMG053

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29141190Z00C18A4MM0000/>

2018 年 4 月 9 日閲覧

さらに次のことも判明した。財務省は、近畿財務局に森友学園へ念押しをするように依頼したが、事実と違うとして断られている。

「財務省、森友学園に口裏合わせ認める 安倍晋三首相、イラク日報問題で陳謝」

『産経ニュース』2018.4.9 11:17

<https://www.sankei.com/politics/news/180409/pl1804090005-n1.html>

2018年4月9日閲覧

これをどう考えればよいのか。2017年2月20日の時点で近畿財務局は、自分たちの算定に見合う分量のゴミが処分されていないことを認識している。このことを近畿財務局はいつ認識するようになったのか。2月17日の野党の指摘によってなのか。それ以前からなのか。もしそれ以前からだとすると、その情報は本省に伝えられていたのか？

学園からのゴミの搬出に関連して、会計検査院の報告書が次のような情報を記していることは念頭に置くべきであろう。

なお、近畿財務局は、上記の売買契約により、大阪航空局が算定した地下埋設物撤去・処分費用を踏まえた時価で本件土地を売却したことから、実際の撤去状況及び撤去費用の確認並びに事後的な清算を行う必要はないなどとしている。

『会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書 学校法人森友学園に対する国有地の売却等に関する会計検査の結果について』平成29年11月 会計検査院P43（報告書の要旨ではなく正文のほうである）

売買契約当時の近畿財務局は、ゴミが実際にどれだけあり、どれだけ処分されるか、処分にいくらかかるかについては一切関知しないつもりであったことが知られる。要するにゴミの量をかなり多めに算定しておいたから処分費用を払っても絶対学園に損はないはず、だからゴミの件で今後一切文句は言うなということではなかろうか。

全般的な印象

近畿財務局・大阪航空局が瑕疵責任を強く意識していたことがあまり報道されていないように見える。瑕疵担保責任免除特約が本件のポイントであると決裁文書に記されている（p.25）この意味をここまで軽視してよいものだろうか？拙速で過大な値引きの要因として少なくとも考慮のうちには入れるべきであろう。

メモ6

2017年2-3月の時点で森友学園内に残っているゴミについて、「埋め戻し」か「仮置き」かが話題になったことがある。

『毎日新聞』

2017年2月25日 北海道朝刊 社会面

2017年2月27日 大阪夕刊 社会面

2017年2月28日 東京夕刊社会面

2017年3月1日 大阪夕刊 社会面 東京夕刊社会面

『毎日新聞社のデータベース 毎索:毎日新聞記事索引』

この件について次の点を押さえておく必要がある。この問題は、貸付契約後 2015 年 6 月から 12 月にかけてキアラ設計、中道組が行ったゴミ処分工事に関するのではなく、2016 年 6 月の売買契約後に、キアラ設計、藤原工業、田中造園が行った工事に関わることだということである。売買契約後の工事に手抜きのようなことがあり、そして、その売買契約後の工事について、大阪航空局も近畿財務局も一切関与もチェックもする気が無かったということではなかろうか。もしそうだとすると、その工事がきちんとなされていないことに近畿財務局いつ気がついたのか

この未処分のゴミをめぐっては、2017 年 3 月 3 日に大阪府が 3 月 14 日までに搬出するように指示している。これに対して学園側は 3 月 6 日に、15 日までに搬出する計画を提出したが、計画書に具体的な搬出先や処理業者名がない杜撰なものであった。同日(及び 9 日)、大阪府知事は、森友学園がサステイナブル建築による校舎建設への国土交通省への補助金申請に当たって過大な見積もりを提出していたことなどを理由に、小学校認可先送りの意向を示し、3 月 10 日には学園側から認可申請が取り下げられている。

「廃棄物搬出計画、「14 日までに」、大阪府、森友学園に指示」

『日本経済新聞』2017 年 3 月 4 日朝刊

「森友学園の報告「詐欺的」、建築費巡り大阪府知事、小学校認可、先送りへ」

『日本経済新聞』2017 年 3 月 7 日朝刊

『日経テレコン：記事索引』

「森友の小学校、不認可へ 「虚偽の契約書提出」 府教育庁」

『朝日新聞』2017 年 3 月 9 日 夕刊 1 総合

『朝日新聞記事データベース 聞蔵 II ビジュアル』

メモ 7

ついに核心に迫る情報が出てきた。本日の『朝日新聞デジタル』は、関係者への取材(および大阪地検特捜部への確認)により、廃棄物の処分量の算定について近畿財務局と大阪航空局の間で次のようなやりとりがあったことを報道している。2016 年 3 月 30 日に近畿財務局が大阪航空局に見積もりを依頼、それに対して大阪航空局が見積もりを提出したところ、近畿財務局から算定を水増しして 8 億円分になるように依頼があり、大阪航空局がその額に見合うような算定を返したという。

「森友ごみ積算、近畿財務局が増量依頼 航空局に数億円分」

『朝日新聞デジタル』2018 年 4 月 12 日 05 時 02 分

https://digital.asahi.com/articles/ASL4C661GL4CUTIL06P.html?iref=comtop_8_01

2018 年 4 月 12 日閲覧

近畿財務省から大阪航空局への依頼は何故行われたのか。公文書に一貫してみられる損害賠償への懸念なのか、それとも別の力なのか?それについて関係者は何も語らなかった

のか。それほど事を知っているわけではない関係者なのか。

しかし、もしこの情報が正しければ、いろいろ理解がすすむところはある。2017年2月20日の財務省本省から口裏合わせの指示に対して、近畿財務局が事実と違うと即答しているのは、見積量を過大に算定したことを知っていた（というよりそのようにさせた張本人であった）からであるとわかる。さて、それで口裏あわせをお願いした財務省本省の側はその不正を知っていたのか。知っていたら何時からか。あるいは、そもそも本当の張本人は財務省本省なのか。

はやく真相が知りたいところである。もし瑕疵責任や損害賠償への懸念とは別の力がこの不正の真の動力であったとしたら、私は歴史学にとって大事な教訓を得ることが出来るだろう。歴史を探究するときに、公文書だけに依拠するのではなく、他の史料との照合が不可欠であるという平凡な教訓であるが。

→2016年3月から4月上旬の時系列を確認しておく。

- 3月11日 森友学園から近畿財務局に対して新たな地下埋設物の発見の報告
- 3月14日 近畿財務局の現地調査 大阪航空局と協議 財務省本省に状況報告
- 3月15日 財務省本省が森友学園から地下埋設物の撤去の要請(籠池夫妻が田村嘉啓 国有財産審理室長に直談判。音声データあり。)
- 3月24日 森友学園から土地の購入希望
- 3月下旬 森友学園と近畿財務局・大阪航空局の間で協議。音声データあり。
- 3月30日 近畿財務局長が大阪航空局に地下埋設物の撤去・処分費用について見積もることなど依頼
- 4月4日 「森友学園事案に係る今後の対応方針について」
- 4月5日 近畿財務局と大阪航空局が現地確認
- 4月6日 貸付契約に規定されていた有益費（1億3176万円）の支払い
- おそらくこの頃 大阪航空局に撤去・処分費用の見積もりの水増しを依頼
- 4月14日 大阪航空局より撤去・処分費用の見積もりの報告（約8億2000万円）

「学校法人森友学園に対する国有地の売却に関する会計検査の結果についての報告書（要旨）」pp12-13.

【社会】「森友」協議 音声データ詳細

『東京新聞 TOKYO Web』2017年12月20日朝刊

<http://www.tokyo->

[np.co.jp/article/national/list/201712/CK2017122002000124.html#print](http://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/201712/CK2017122002000124.html#print)

2018年4月13日閲覧

ここで気になる点は以下のとおり

・3月15日の籠池氏の財務省本省への直談判ののち財務省本省から近畿財務局へ地下埋設物の撤去について如何なる連絡（あるいは指示）があったか。

・3月24日の森友学園による国有地購入意志表明後に財務省本省から近畿財務局に売却価格について何らかの連絡・指示があったか。

・3月下旬の学園・近畿財務局・大阪航空局の協議中に籠池氏は6月の棟上式に安倍夫人が来ることに言及している（協議の主眼は地下埋設物の状況についてであり、かなり厳しいやり取りがなされている。その中で安倍夫人への言及はつけたし程度の印象ではある）。価格設定への安倍夫人の影響を考慮すべきか。4月4日付けの近畿財務局の文書では特にそれは意識されていない（上記のとおり6月の開校に間に合わないと損害賠償の恐れがある点を強調。）。

メモ8

以前に報道された次の情報を踏まえると今回の情報を理解しやすくなる。

「財務局「森友学園の希望額まで努力」 特捜部が音声入手」

『朝日新聞デジタル』2017年9月11日19時30分

<https://digital.asahi.com/articles/ASK997KS9K99PTIL00B.html>

2018年4月12日閲覧

2016年5月中旬に籠池夫妻のもとを訪ねた近畿財務局職員が夫妻と値段交渉をしている際の音声データによれば、ゼロ円に近い価格で払い下げることまで要求する夫妻に対して、職員の側は4月上旬に有益費として国が支払った1億3千万円が最低ラインだと応戦している。近畿財務局としては、有益費として国が支払った1億3千万円という価格なら籠池夫妻も納得するだろうという想定（4月の時点では籠池氏側は1億6千万円まで支払い可能と回答しているとのことなので近畿財務局側ではすんなりまとまると考えていたのではあるまいか）を持っていて、4月上旬の時点ではそのラインに届くように廃棄物処分量の水増しすることを大阪航空局に依頼したということではないだろうか。

今回の朝日新聞の報道もこの音声データに触れているが、「財務省の職員」の発言としており、財務省本省の職員のことと誤解しかねない。いまのところ財務省本省の関与を示すものは報道されていないのではないかと思う。

なお、この音声データはかなり興味深いものである。籠池夫妻は、建設業者の検査で大量のダイオキシンが新たに発見されたということを強調している。こんなひどい土地とは知らなかった、それをこんな高い値段で売りつけようとしているという主旨の籠池夫人の非難の声も聞こえる。損害賠償という言葉は出てこないが、それを意識させるような発言であるように見える。

→朝日新聞の記事では、近畿財務局の職員が「ゼロに近い金額まで努力する」と言ったことになっているが、音声データにはそのような発言は含まれていない。

